

届出手数料の手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額
求人を受け付けるときの事務費用	0円
求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス及び求人と求職の照合その他紹介のサービスに付随するサービス	成功報酬 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の50% 手数料負担者は、求人者とします。
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の50%手数料負担者は、求人者とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	A. 着手金 200, 000円 B. 活動1日当たり 30, 000円 C. 成功報酬 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の50% ただし、Cの金額はAとBの合計発生金額を差し引いたものとする。 手数料負担者は、求人者とします。
就職を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の50%手数料負担者は、関係雇用主とします。

※紹介手数料が求職者賃金50/100(同一事業主が継続雇用した場合、1年間の賃金額を算定基礎)を超える場合は、50/100を限度とする。
※消費税は別途加算させていただきます。

紹介予定派遣の場合の注意点

- ① 派遣就業開始前又は派遣就業期間中の求人条件の明示
 - ② 派遣期間中の求人・求職の意思の確認及び採用内定
 - ③ 派遣就業開始前の面接、履歴書の送付等の派遣先が派遣労働者を特定することを目的とする行為を行うことができますが、紹介予定派遣の実施に際しては、以下の(1)から(6)に留意してください。
- (1) 紹介予定派遣の派遣受入期間
紹介予定派遣の場合は、同一の派遣労働者について6ヵ月を超えて労働者派遣を行ってはなりません。
- (2) 派遣先が派遣労働者を雇用しない場合等の理由の明示
派遣元事業主は、紹介予定派遣を行った派遣先が職業紹介を受けることを希望しなかった場合又は職業紹介を受けた派遣労働者を雇用しなかった場合には、派遣労働者の求めに応じ、派遣先に対し、それぞれの理由を書面、ファクシミリ又は電子メールにより明示するよう求めなければなりません。
また、派遣先は、派遣元事業主の求めに応じて、それぞれの理由を派遣元事業主に対し書面、ファクシミリ又は電子メールにより明示しなければなりません。さらに、派遣元事業主は、派遣先から明示された理由を、派遣労働者に対して書面により明示しなければなりません。
- (3) 紹介予定派遣に関する事項の記載及び明示等
紹介予定派遣の場合は、労働者派遣契約、派遣労働者への就業条件明示書、派遣元管理台帳及び派遣先管理台帳の所定の欄に、紹介予定派遣に関する事項を記載してください。
また、派遣元事業主は、紹介予定派遣に係る派遣労働者を雇い入れる場合はその旨を派遣労働者に明示すること、既に雇い入れている労働者を新たに紹介予定派遣の対象とする場合はその旨を労働者に明示し、同意を得ることが必要です。
- (4) 派遣労働者の特定に当たっての年齢・性別による差別防止に係る措置
派遣先は、紹介予定派遣に係る派遣労働者の特定等を行うに当たっては、直接採用する場合と同様に、性別や年齢を理由とする差別的な取扱いを行ってはなりません。
- (5) 派遣労働者の特定
紹介予定派遣について派遣先が派遣労働者を特定することを目的とする行為が認められるのは、あくまで円滑な直接雇用を図るためであることをかんがみ、派遣先が、試験、面接、履歴書の送付等により派遣労働者を特定する場合は、業務遂行能力に係る試験の実施や資格の有無等、社会通念上、公正と認められる客観的な基準によって行われることが必要です。
- (6) その他
派遣先は、紹介予定派遣により雇い入れた労働者については試用期間を設けないようにしなければなりません。

平成29年4月26日

事業所の名称及び所在地 ヒューマンアシスト株式会社

代表取締役 田辺 烈

川崎市川崎区砂子二丁目10番地7

有料職業紹介業許可番号 14-ユ-300209